



各国・地域の税制概要とホットピックス メキシコ

令和5年度 経済産業省 委託事業

中堅・中小企業向け「進出先国税制および税務ガバナンスに係る情報提供オンラインセミナー」

デロイト トーマツ税理士法人

2024年1月

目次

メキシコの税制概要

法人税コンプライアンス	4
課税所得計算	5
居住者による利子・配当・使用料の支払いに係る源泉所得税	8
進出・撤退時の留意すべき課税関係	9
進出形態の違いによる課税範囲・コンプライアンス手続き等の比較	11
雇用にかかるコスト・付加価値税・その他の間接税	12
法人課税にかかる各種優遇税制措置	14
PE課税ーPE類型	15
税務調査及び異議申立て・税務訴訟	16

ホットトピックス	17
----------	----

Pillar2の法制化状況について	19
-------------------	----

メキシコの移転価格税制の概要、各国特有の事項、ホットトピックス

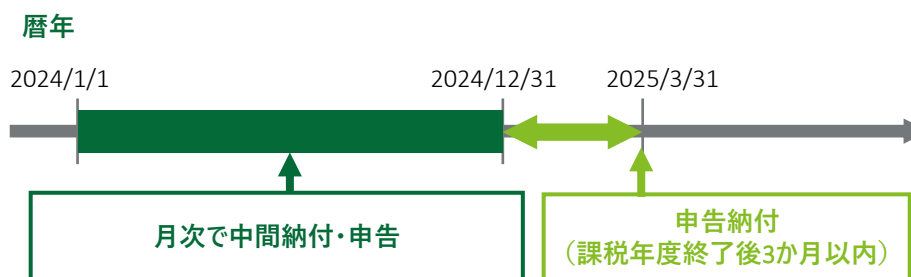
移転価格税制の概要	21
LF/MFの概要	22
国別報告書の概要	24
最近の移転価格調査におけるトピックス	27
移転価格税制の動向	28

メキシコの税制概要

居住者は全世界所得が課税対象となり、30%の税率で課税される。中間納付・申告は月次で行う必要があり、確定申告は課税年度終了後3か月以内に提出する必要がある。

居住者	居住地の判定は、 管理支配地主義 （事業の遂行に係る経営上の重要な意思決定がメキシコ国内で行われているか）が採用されている。
居住者の課税範囲	全世界所得
税率	30%
課税年度	暦年
申告納付期限	課税年度終了後 3か月以内 (延長制度なし)
中間納付	■ 法人は前月までに生じた課税所得に係る法人所得税の中間納付を毎月17日までに行わなければならない（前年の利益率に基づいて計算する）。 ■ 前年度の確定申告が提出され次第、直近の利益率を用いて計算することとなる。
時効	■ 税務調査、更正に関する税務当局の権利は申告書の提出から5年 ■ 納税者が税務当局に登録されていない場合、会計記録の保存を行っていない場合及び確定申告書を提出しなかった場合は10年（当該申告書が提出されるべきであった日の翌日より起算）

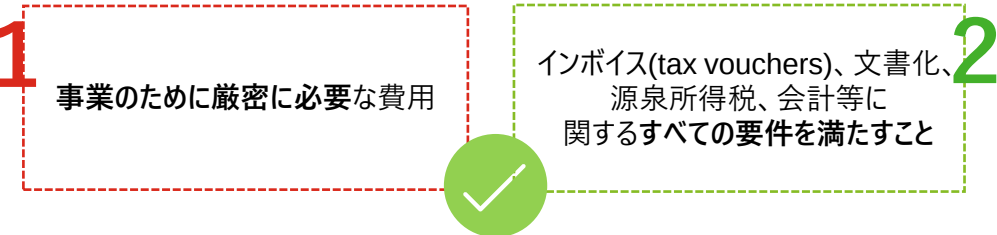
連結納税制度	■ 2014年以後、連結納税制度は廃止され、任意選択可能なグループ税制に移行した。
税制改正	■ メキシコの税制改正は頻繁に行われている。
その他	■ 全ての納税者は電子署名証書を取得し、電子会計記録を保存し、月次で総勘定元帳を税務当局へ提出しなければならない。 ■ 全ての納税者は、その取引に係る電子インボイスを発行する必要がある。



課税所得計算（1/3）

損金性が認められる費用について

➤ 以下の要件を満たす費用は損金の額に算入することができる。



課税所得

[

=

税引前利益

+

損金不算入

-

益金不算入

-

繰越欠損金

]

×

税率

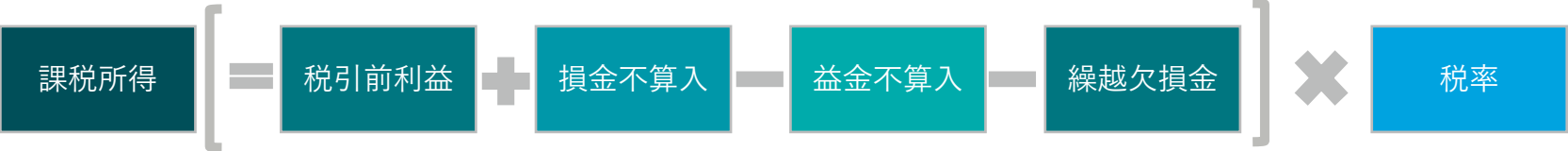
損金算入項目

➤ 損金不算入として、留意すべき項目の代表例

減価償却費	固定資産をその耐用年数にわたり定額法で償却することが認められている。
給与等	従業員側で非課税所得となる支払い（フリンジ・ベネフィット等）の損金算入限度額は47%又は53%である。 53%が適用されるのは、従業員に付与された便益が前年度から減少していない場合である。
支払利子	調整課税所得の30%を超える純支払利子は損金不算入となる。 損金不算入となった純支払利子は10年間繰り越すことが可能である。

寄附金	前年度の課税所得の7%を超える認定寄附金は損金の額に算入されない。 前年度の課税所得の4%を超える国、自治体への寄附金は損金の額に算入されない。
引当金	原則、損金不算入となるが、年金基金や退職年金基金の創設や増額のために拠出された金額や、社会保障法に定められた拠出金を補完するための年功加算金は、法律で定められた要件に基づいて構成されている場合には損金に算入される。 確定給付型の退職給付引当金は実際の退職時に損金算入される。

課税所得計算（2/3）



損金算入項目（続き）

➤ 損金不算入 として、留意すべき項目の代表例（続き）

旅費	メキシコ（50km圏内）及び海外における旅費は、宿泊、食事、輸送及び車両の一時的使用に係るもので、 一定の限度額内であれば損金の額に算入される。		
	(例)	国内*	海外*
	食事	41USD	83USD
	自動車リース	42USD	
	宿泊費	N/A	213.88USD
*平均レート 1USD：18MXNで換算			
交際費	飲食費のうち支払額の8.5%を超える部分は損金の額に算入されない。ただし、旅費手当の一部として発生した場合、その支払額全額を損金の額に算入することが認められる可能性がある。なお、レストランでの飲食費のうち、支払が税務当局によって承認された電子決済（例：クレジットカード等）により行われた場合にのみ損金算入が可能である。		
インフレ調整	年間平均債権残高が年間平均債務残高を超える場合には、その差額に年間インフレ調整係数を乗じた金額がインフレ損失として損金の額に算入される。 逆に年間平均債務残高が年間平均債権残高を超える場合には、その差額に年間インフレ調整係数を乗じた金額がインフレ利益として益金の額に算入される。 なお、インフレ調整は貨幣性債権債務にのみ適用される。		

課税所得計算（3/3）

$$\text{課税所得} = \left[\text{税引前利益} + \text{損金不算入} - \text{益金不算入} - \text{繰越欠損金} \right] \times \text{税率}$$

益金算入項目

➤ **益金不算入** として、留意すべき項目の代表例

受取配当	■ メキシコ法人が内国法人から収受する配当は非課税となる。 ■ メキシコ法人が外国法人から収受する配当は、課税所得に含まれる。当該国外源泉所得に対する外国税額は外国税額控除の対象となる。
------	---

➤ **繰越欠損金** について

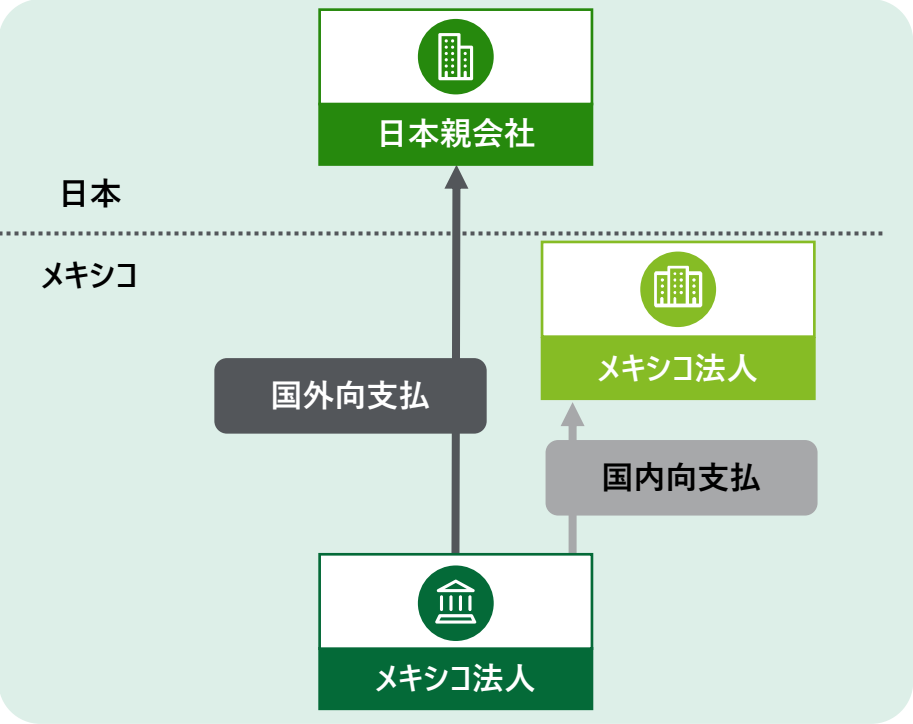
欠損金等	■ 欠損金は、原則10年間繰り越すことができる。欠損金にもインフレ調整を行う必要がある。 ■ 欠損金の繰り戻し還付は認められていない。
キャピタルゲイン・ロス	固定資産、不動産及び有価証券の売却から生じる キャピタルゲインは総所得に含まれ、課税の対象となる 。 キャピタルロスは、原則として損失の額に含まれる 。ただし、株式その他有価証券の処分による損失は同種のキャピタルゲインとのみ相殺することができる。相殺しきれなかった損失額は10年間繰越し、株式その他有価証券のキャピタルゲインと相殺することができる。

➤ **税率** について

税率	30%
----	-----

中小企業優遇措置	■ 前年の所得が500万MXNを超えなかった法人は、法人所得税の30%減額(実効税率21%)及び簡素化税制を選択することができる。
----------	--

居住者による利子・配当・使用料の支払いに係る源泉所得税



受領者 所得	税率		
	居住者	非居住者	
	国内法		租税条約
利子	0%/20%(*1)	4.9%~21%/35%(*2)	0%/10%/15%(*3)
配当	0%/10%(*4)	10%	0%/5%/15%(*5)
使用料	0%	25%/35%(*6)	10%

(*1)受領者が法人の場合は原則0%、個人の場合は利子等の種類によって最大20%の源泉税が課される。

(*2)主に金融業を営む外国法人には一定の区分ごとに4.9%~21%の源泉税が課され、その他の法人には35%の源泉税が課される。

(*3)受益者が銀行である場合など一定の利子に対しては10%の制限税率が適用され、その他の場合には15%の制限税率が適用される。また政府系の金融機関等については、0%が適用される

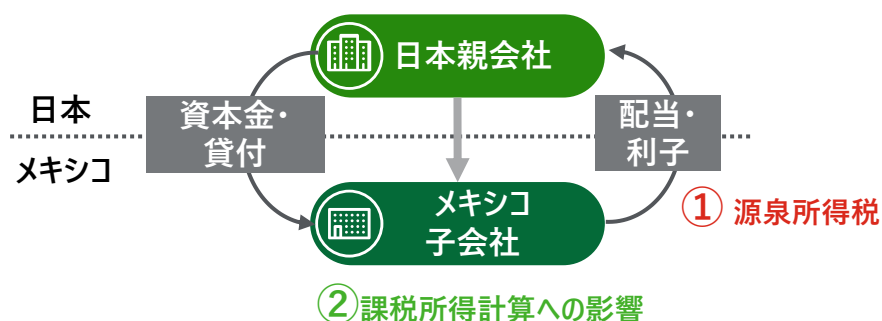
(*4)受領者が法人の場合は原則0%、個人の場合は原則10%の源泉税が課される。

(*5)配当の支払いに係る事業年度終了の日から遡って6か月継続して議決権のある株式の少なくとも25%を保有し、かつ、配当受領者が上場企業であり、その株式の50%超を個人を含む適格者、あるいは政府・機関によって保有されている場合は0%が適用される。配当の支払いに係る事業年度終了の日から遡って6か月継続して議決権のある株式の少なくとも25%を保有している場合、5%の制限税率が適用され、それ以外の場合は15%が適用される。

(*6)特許権・商標権には35%の税率が適用され、その他のロイヤリティ及び技術支援には25%の税率が適用される。

進出・撤退時の留意すべき課税関係（1/2）

進出時の資金注入方法の比較に係る留意点



① 源泉所得税 日本親会社

メキシコ国内法上、メキシコ法人から非居住者に対して支払われる配当は、**10%の源泉所得税**が課され、支払利息については、受領者が金融業を営む場合など一定の場合を除き、国内法に基づき**35%の源泉所得税**が課される。ただし、**日墨租税条約の適用が認められる場合**、配当については5%（受領者が上場企業で要件を満たす場合は0%）、利子については15%に軽減されることとなる。

対価を受領する者	適用税率	
	配当	利子
非居住者	0%/5%	15%(*)

(*)主に適用されると思われる租税条約の制限税率を記載。

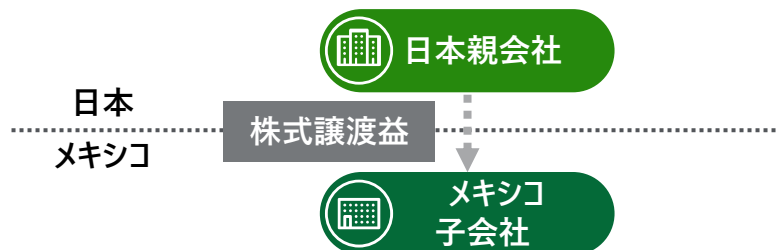
② 課税所得計算への影響 メキシコ子会社

過少資本税制の適用により、国外関連者からの借り入れに係る**利子の損金算入が制限される**可能性がある。この規定は国外関連者からの借り入れと株主資本の割合が3:1を超える部分に適用される。

調整課税所得の30%を超える純支払利子は損金不算入となる（いわゆる過大支払利子税制）。損金不算入となった純支払利子は10年間繰り越すことが可能である。過少資本税制による損金不算入額と本規定による損金不算入額がある場合には、本規定による損金不算入額が過少資本税制による損金不算入額上回る場合にのみ本規定が適用される。本規定は同一グループの他の事業体の利子を合算し、**年間の利子の合計額が2,000万MXNを超える場合**に適用される。

進出・撤退時の留意すべき課税関係（2/2）

撤退時のキャピタルゲイン（譲渡益）課税



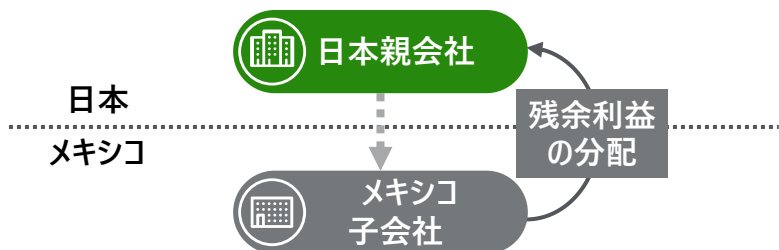
■ メキシコにおけるキャピタルゲイン課税

 日本親会社

日本親法人を含むメキシコ非居住者によるメキシコ法人株式の譲渡により生じたキャピタルゲインは、一般的にその購入価格に**25%の源泉税**が課される。又は上記の代わりに**譲渡益に35%の税率**を課されることを選択することができる。この場合、35%を適用することについての税務意見書を提出する必要がある。

なお、**日墨租税条約の適用**により、譲渡事業年度のいずれかの時点においてメキシコ法人の株式の**25%以上を保有する者がその5%以上を譲渡した場合**にメキシコに課税権が認められる。

清算時の残余利益に対する課税



■ メキシコにおける配当課税の有無

 日本親会社

清算による残余財産の分配(*)は、以下のいずれかの方法で行われる。

1. 配当 + 資本の払戻し
配当部分：清算法人の株主に対して、10%の源泉税(租税条約適用の場合、0%又は5%)が課される。
資本の払戻し部分：清算法人において分配利益とみなされ、約43%(法人税30%*係数1.4286)の税率で課税される。ただし、課税対象となるのは、課税済利益(CUFIN)と税務上の資本金(CUCA)を除き、インフレ調整を加えた金額となる。一定の計算式に基づいて、資本の払戻しの中に留保利益の分配が含まれる場合には、清算法人の株主に対しては留保利益の分配に係る部分について、10%の源泉税(租税条約適用の場合、0%又は5%)が課される。
2. 利益剰余金を含む資本の払戻し
上記資本の払戻し部分と同様の課税関係となる。

(*)2014年以後に稼得した利益を原資として配当及び利益の分配を行うものとしている。

進出形態の違いによる課税範囲・コンプライアンス手続き等の比較

	 子会社 (現地法人)	 支店
課税所得の範囲	全世界所得	日墨租税条約が適用される限りにおいて、PE帰属所得
法人所得税 適用税率	30%	30%
申告手続き	課税年度終了後3か月以内(延長制度なし)	課税年度終了後3か月以内(延長制度なし)
利益の還流	配当に10%の源泉税(租税条約適用の場合、0%又は5%)	利益送金に10%源泉税 (租税条約適用による減免の可能性あり)

雇用にかかるコスト・付加価値税・その他の間接税（1/2）

VATについては、標準税率は16%であり原則として毎月の申告・納付が必要である。雇用主には社会保険の従業員負担分について源泉徴収義務がある。

付加価値税 （以下、 「VAT」）	税率	標準税率は16% （輸出や一定の物品(食料・医薬品 など)については0%） 国境付近の事業者で特定の要件を 満たすものには8%が適用される。
	課税対象取引	メキシコ領内で行われる物品・サー ビスの供給、資産の貸付け、メキシ コへの課税対象物品・サービスの輸 入
	登録義務	全ての者はVATの控除を受けるた めにVATに係る登録を行う必要が ある。 メキシコで物品やサービスを提供し ている非居住者も登録を行わなけ ばならない。
	申告期限及び 納付期限	納税者は毎月申告納付を行わな ければならず、その期限は翌月17 日までとなっている。 売上VATよりも仕入れVATが多い 場合には、翌月に繰り越して控除 するか、還付を請求することができる。
	インボイス制度	納税者は電子インボイスを発行し なければならない（所得税法にお いても利用される）。 原則として、電子インボイスには、 VAT金額（請求額または源泉徴 収額）を明記する必要がある。

デジタル課税	■ 2020年6月1日より、非居住者がデジタルプラット フォームを通じてメキシコでサービスを提供する場合は、 16%のVATの対象となる。 ■ VATの対象となるデジタルサービスには、デジタルコンテ ンツのダウンロードまたはアクセス、仲介サービスの提供、 データの格納、オンライン学習・テストなどが含まれる。
印紙税	■ なし
不動産移転税	■ 不動産移転税は不動産の評価額に対して課される。 税率は0%～6.5%（地域により異なる）
固定資産取得 税	■ 土地、建物等の不動産及びこれらに関する権利を取 得する法人は、不動産の評価額に2%～3%（地域 により異なる）の税率で課税される。 ■ 固定資産取得税は、法人税の計算上、損金の額に 算入される。

雇用にかかるコスト・付加価値税・その他の間接税（2/2）

従業員の雇用に係るコスト等	給与税		
	■ メキシコシティでは、従業員の労務に対して支払われる報酬に対して、 支払総額の3%の給与税 が課されている。他の地域では、 1%から3%の税率 で同様の税金が課されている場合がある。		
	社会保険		
	■ 以下の表の割合で課される。従業員負担分については、 雇用主に源泉徴収義務 がある。		
	項目	雇用主	従業員
	合計		
	疾病・出産保険 (固定分)	20.4%	0%
	疾病・出産保険 (追加分)	1.1%	0.4%
	疾病・出産保険 (医療費)	1.05%	0.375%
	疾病・出産保険 (金銭給付)	0.7%	0.25%
	障害・生命保険	1.75%	0.625%
	退職保険	2.0%	0%
	失業保険	3.15%	1.125%
	保育・社会保障	1.0%	0%
	住宅基金	5.0%	0%
	労働災害保険	0.5%~15%(*)	
	(*)業務内容による		

法人課税にかかる各種優遇税制措置

項目	対象企業	優遇措置内容
IMMEXプログラム (Decree for the Development of the Maquiladora Export Industry and Export Services)	産業工程での使用又は物品の生産、加工又は修理に係るサービスのために必要な物品を一時輸入する会社であって、その物品又はサービスをその後輸出する会社	■ 原材料については18か月まで一時輸入が認められ、固定資産については無期限の一時輸入が認められる ■ 企業は以下の優遇措置を享受することができる － 関税の繰延又は免除 － 通関手数料が標準の従価料率ではなく固定料率となる － 下記VAT認定と組み合わせることでVATの100%免除
VAT認定 (VAT Certification)	IMMEXプログラムを取得している企業で、一時的な輸入に対してVATを支払わないことを望む企業	■ 一時的な輸入に係るVATの100%免除
セクター別プログラム (PROSEC)	電気、電子、自動車及び自動車部品などの業界に属する企業	■ 特定の製品を製造するための原材料等、機械装置の輸入に0%~5%等の優遇関税が適用される
R&D (Article 202 of the Income Tax Law)	特定の研究開発を行う企業	■ 過去3年間の平均研究開発投資額を超える投資を行った場合、5,000万MXNを上限として、その増加額の30%を税額控除
雇用に対する優遇 (Article 186 of the Income Tax Law)	65歳以上の従業員や障害者を雇用している企業	■ 該当する従業員へ支払われた給与の25%相当の損金算入
輸出産業に対する優遇 (Decree granting tax incentives to key sectors of the export industry)	農薬、医薬品、医療機器、電子部品、自動車、自動車部品及び著作権のある映画などの製品の生産及び輸出に従事している企業	■ 2023年10月12日から2024年12月31日までに取得した新規固定資産（投資の種類により異なる）の投資額の56~89%を即時償却 ■ 2023年度、2024年度及び2025年度における技術訓練に要した費用の（2020年度、2021年度、2022年度比）増加額の25%に相当する追加控除

PE課税－PE類型

PEの種類

支店PE

- ① 事業の管理の場所
- ② 支店
- ③ 事務所
- ④ 工場
- ⑤ 作業場
- ⑥ 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所



代理人PE

- 独立した地位を持つ者を除き、企業に代わって活動し、
- ① 企業の名において契約する権限を有する者で、当該権限を反復して行使する代理人
 - ② 保険料の受領等をする代理人



建設PE

建築工事現場、建設、据付け若しくは組み立て工事又は監督活動（6か月超の期間継続する場合に限る）



メキシコのPE類型は、日本と締結した租税条約において規定されている。

MLI条約の署名：

2023年10月現在、署名しているが未発効（従って、現行有効な租税条約のみを参照すべし）

PEに関連するMLI条約の規定の適用

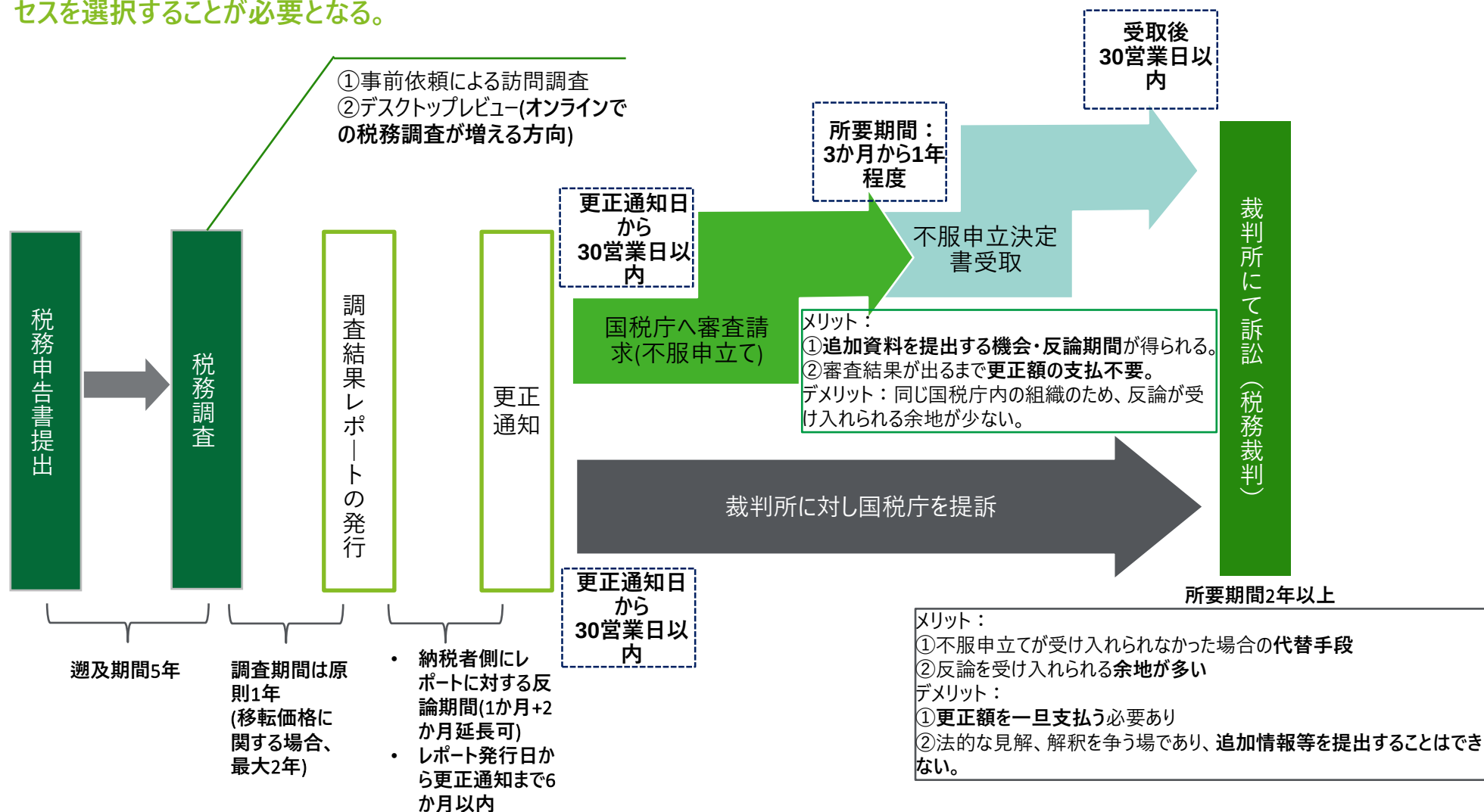
第12条 問屋契約及びこれらに類する方策を通じた恒久的施設の地位の人為的な回避

第13条 特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位の人為的な回避

第15条 企業と密接に関連する者の定義

税務調査及び異議申立て・税務訴訟

国税庁への不服申立ての代替手段として裁判所に対し国税庁を提訴することができる。それぞれのメリット・デメリットを勘案し、プロセスを選択することが必要となる。



■ 税務当局の名称：国税庁（Servicio de Administración Tributaria）
<https://www.sat.gob.mx/home>

ホットトピックス（1/2）

技術支援に係る所得の取り扱い、近年導入された環境税に留意が必要である。

01

技術支援に係る所得の取り扱いに
対する判例

論点

■ 技術支援は租税条約に基づく「事業上の利益」に該当しない。

- 2023年6月、連邦行政裁判所は、登録番号IX-J-SS-70の判例を発行した。この判例は、墨蘭租税条約における技術支援の取扱いについて、技術支援に係る所得は墨蘭租税条約の第7条に規定する「事業所得」に該当しないと結論づけた。そのため、墨蘭租税条約の適用（0%）が認められず、源泉地国（メキシコ）において25%の源泉税が課されることとなる。
- この判例は、メキシコの輸出企業にとって、技術援助の支払いに係る源泉徴収の負担を増加させる可能性がある。支払いが非居住者に対して行われている取引全般（オランダとの取引に限らず）を精査し、技術支援の支払いが存在するかどうかを確認し、技術支援として扱われていないが、技術支援として認められる可能性のあるサービスの支払いについても精査することが重要であると考えられる。

02

環境税

論点

■ 自動車産業が盛んなケレタロなどの州で、2023年から環境税が導入される。

- 課税内容：温室効果ガス（以下、「GHG」）の排出に関するもの、産業廃棄物の廃棄等に関するもの、土地や河川などへの排水に関するもの等がある（例えば、GHGの排出に関しては、二酸化炭素1トン当たり250MXNが課される）。
- 適用対象：原則、すべてのメキシコ企業が対象となる（企業規模別の例外措置が設けられていないため、中小企業であっても原則として対象になり得る）。

ホットトピックス（2/2）

BEPS防止措置実施条約の発効及び臨時関税措置による取引へのインパクトを早急に精査する必要がある。

03

BEPS防止措置実施条約（MLI）

論点

■ 2024年1月1日より適用開始する。

- 2016年11月24日にフランスのパリで締結された協定で始まり、2022年10月6日に上院によって批准され、2023年3月15日に経済協力開発機構（以下、「OECD」）事務局に正式に通告されたことにより、同協定の採択と実施のためのメキシコにおける立法プロセスが終了した。
- OECDでの批准と国内法の成立により、今後日墨取引において、MLIが与える租税条約への影響について、各社が対応を迫められる場合がある。

04

臨時関税措置

論点

■ 2025年7月31日まで適用される。

- メキシコと自由貿易協定を締結していない国からの幅広い輸入品について一時的な関税措置が実施される。国内産業を保護する目的として対象セクターの製品はより厳しい規制等が課される。
- 関税率は品目に応じて15%から25%の範囲で、392の関税品目対象となる。
- なお、日墨EPAや環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定を活用した輸入には影響が出ないようである。

Pillar 2 の法制化状況について

メキシコでは2023年10月現在Pillar2の法制化は行われていない。

項目	施行日	適用初年度	詳細
全体的な 法制化の状況	—	—	OECDとG20の加盟国であるメキシコは、Pillar 1とPillar 2に含まれる提案の実施へのコミットメントを再確認しているが、現時点では審議中の改革提案はない。
IIR (Income Inclusion Rule)	—	—	
QDMTT (Qualified Domestic Minimum Top up Tax)	—	—	
UTPR (Undertaxed Payments Rule)	—	—	

メキシコの移転価格税制の概要、 各国特有の事項、ホットトピックス

移転価格税制の概要

01

移転価格税制導入時期

1997年に導入され、Income Tax Law (MITL) に規定されている。

02

関連者の定義

メキシコ所得税法第179条に従い、二人以上の者が他方の法人の管理、支配又は資本に直接又は間接に参加する場合には、これらの者は関連当事者とみなされる。合併会社を構成する者及び下記の関係有する当事者とみなされるすべての者は、関連当事者とみなされる。
1. 管理への直接関与; 2. コントロールへの直接的な参加; 3. 資本への直接参加; 4. 間接的な管理参加; 5. コントロールへの間接的な参加; 6. 資本への間接的な参加; 7. 人又は人の集団が人の管理、支配又は資本に参加する場合; 8. 参加におけるパートナーシップ。アソシエイト及びアソシエイト (会員); 9. 合併会社の関係者; 10. 恒久的施設。本部又はその関連当事者を含むその他の恒久的施設。

03

移転価格調査の時効

5年。但し、納税者が過年度に係る税申告をすると、時効の起算点がそこでリセットされる。

04

独立企業間価格の算定方法

OECDガイドラインに準拠した以下の方法 (Article 180 of MITL)

- ①CUP法
- ②RP法
- ③CP法
- ④PS法
- ⑤RPSM法
- ⑥TNMM

05

日本とのAPA/MAPの適用可能性

- 日本との租税条約の有無：あり（発効日：1996年11月6日）
- 実務上の適用可能性：実績あり（日本-メキシコ間のAPA、MAP共に合意実績あり。メキシコとの相互協議は通常年1-2回程度実施される。日本との関係では、地理的に米国取引も付随する形で、米国-メキシコの協議も行われるケースが多くなると想定される）

LF/MFの概要

ローカルファイル (LF) の概要

①作成義務対象者

- コンプライアンス文書（MITL第76条による移転価格報告書）
 - 事業活動収益 $\geq$ 1,300万MXNまたは
 - プロフェッショナルサービス収益 $\geq$ 300万MXN
- Local File Informative Tax Return (BEPS)
財政税法 第32条のHに従い、納税者は以下の基準を満たす場合に提出義務を負う。
 - i) 所得が直前の会計年度において904百万MXNを超えるか、納税者が上場企業である（2022年度）
 - ii) 選択的（連結納税）会計制度の対象になる事業体
 - iii) 準国営企業
 - iv) メキシコに恒久的施設を有する外国納税者（MITLの第76条のA及びMFTCの第32条のH）

②作成期限

- レポート対象年度の翌年度の5月15日（Income Tax Law）

③提出期限

- レポート対象年度の翌年度の5月15日（Income Tax Law）

④作成言語

- スペイン語（会社間契約および比較対象企業の事業内容は英語で提出可）

⑤罰則

- 不遵守について、172,480～245,570MXNのペナルティ（2022年度）
- 納税者が不完全または誤った情報を提供した場合、情報記入または修正するために30日の期間が与えられる
- 物品、リース、サービス又は公共事業を提供するために連邦政府、中央政府及び地方政府並びに共和国の司法長官に雇用されることを禁止される
- 連結会社間取引に関する損金不算入
- 国内輸入者登録の停止事由

LF/MFの概要

マスターファイル (MF) の概要

①作成義務対象者

以下のいずれかに該当する企業

- i) 所得が直前の会計年度において904百万MXNを超えるか、納税者が上場企業である（2022年度）
- ii) 選択的（連結納税）会計制度の対象になる事業体
- iii) 準国営企業
- iv) メキシコに恒久的施設を有する外国納税者（MITLの第76条のA及びMFTCの第32条のH）

②作成／提出期限

- 報告対象年度の翌年度の12月31日までに提出

国別報告書の概要

国別報告書 (CbCR) の概要

①作成義務対象者

- 直前会計年度連結総収入120億MXN以上の多国籍企業グループ
- 最終親会社がCbCRの提出義務を負わない場合、自動交換によって税務当局がCbCRを入手できない場合はセカンダリーファイリングメカニズムにより、メキシコ子会社がCbCRの提出義務を負う (Article 76-A of MITL)

②提出期限／作成期限

- 最終親会社が6～12月決算の企業に関しては、報告対象年度の翌会計年度の12月31日までに提出
- 最終親会社が1～5月決算の企業に関しては、異なる提出期限となる (Miscellaneous Fiscal Rule 2022 3.9.11)

③罰則

- 不遵守について、140,808～200,472MXNのペナルティ
- 納税者が不完全または誤った情報を提供した場合、情報記入または修正するために30日の期間が与えられる
- 物品、リース、サービス又は公共事業を提供するために連邦政府、中央政府及び地方政府並びに共和国の司法長官に雇用されることを禁止される
- 連結会社間取引に関する損金不算入
- 国内輸入者登録の停止事由

④国別報告書に係る通知書（Notification）の要否

- 税務申告書上（Statutory tax report）にて5月15日までに提出
- Income Tax Return the information about the fiscal situation（ISSIF）上にて3月31日までに提出
Statutory tax reportを提出する場合、ISSIFは提出不要

その他の移転価格税制に関する資料提出義務（1/2）

Statutory Tax Report (SIPRED) の概要

※スペイン語ではDictamen Fiscalと呼称し、公認会計士による税務申告書の監査を指す。

①作成義務対象者

- 下記に該当する場合、**任意提出**。選択した場合、ISSIFは提出不要。
 - i) 課税所得>122,814,830 MXN; ii) 資産>97,023,720MXN; iii)毎月300人以上の労働者（2022年度）
- 下記に該当する場合、**強制提出**。ISSIFは提出不要。
 - i) 課税収入> **1,779,063,820 MXN**

②内容

- 会計士による税務申告書の一部の監査で、適正意見が出ていれば税務調査時にまず会計士が対応できるという特典がある。関連者間取引の書類・金額などが記載され、記載内容は後述のISSIFに類似している。

③提出期限／作成期限

- 翌年5月15日（2021年度以前までは原則翌年7月末）

DIM Anexo9 の概要

※Annex 9 of the Multiple Informative Return about domestic related party transactionsを省略して“DIM Anexo 9”としている。

①作成義務対象者

- 国外関連者と取引を行うすべての会社（通商産業省令第76条第X項）

②内容

- 税務申告書の添付資料の一つであり、関連取引について（法人名・取引概要等）を記載

③提出期限／作成期限

- 翌年5月15日（Statutory Tax Reportを提出しない場合は、確定申告書の提出期限の3月末）
（2021年度以前まではStatutory Tax Reportを提出する場合は原則翌年7月末、提出しない場合は確定申告書の提出期限の3月末）

その他の移転価格税制に関する資料提出義務（2/2）

ISSIF の概要

※スペイン語の **la Informativa sobre su Situación Fiscal** を省略して “ISSIF” としている。

①作成義務対象者

- 先述の通り、Statutory Tax Report (Dictamen Fiscal) を提出する場合はISSIFは提出不要。
- 納税者は以下の基準を満たす場合に提出義務を負う。
 - i) 所得が直前の会計年度において904百万MXNを超えるか (2022年度)、納税者が上場企業である
 - ii) 選択的（連結納税）会計制度の対象になる事業体
 - iii) 準国営企業
 - iv) メキシコに恒久的施設を有する外国納税者 (MITLの第76条のA及びMFTCの第32条のH)
 - v) 関連者との取引がある企業（※1）

（※1）当該用件のみに該当する企業のうち、海外居住者との取引総額が100百万MXNを越えない場合は、ISSIFを提出しないことを選択可

②内容

- 確定申告書の2つの附属書（全般情報と20超の別表）で構成され、**関連当事者の名称、金額、適用されるTP算定方法、等を記載**

③提出期限／作成期限

- 翌年3月末

最近の移転価格調査におけるトピックス

01

現地側課税事例の
傾向

論点

- 移転価格関連の指摘が増加、特に、グループ会社間取引、ロイヤリティ払等
- 自動車業界への調査が増加しており、今後の増加が見込まれる（税務当局長官が明言）
- なお、移転価格税制に基づく課税となると二国間対応になり、複雑になるので、**国内法の否認で処理してくる傾向**
- テクニカルアシスタンス（技術支援）の金額について、日当でチャージされる金額（例えば1日×万円等）の算定根拠が具体的に説明できるかを指摘される場合がある
- **ロイヤリティの対象について、以下を指摘される場合がある**
 - ブランド使用料の場合、本社は何のブランドを持っているのか？
 - ローカルマーケットへの広告宣伝費は本社が払うべきかどうか？
 - ノウハウや特許使用料の場合、本社では特許登録等ができており、それに対する対価の支払関係が契約上明確になっているか？

02

対応方法についての
助言

論点

- 移転価格文書の記載内容に不整合がないかグループで見直しできているか？
- グループ会社間の契約上、何の対価を払っているのか明確に説明可能か？（専門家と検討しておくことが望ましい）
- テクニカルアシスタンスの金額に関する指摘については、配賦計算、算定根拠の確認をすべきである
- ロイヤリティに関する指摘については、本社との契約の記載と実態との確認や、本社登録知財との対応関係の確認が望ましい

移転価格税制の動向（新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響）

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響

税務当局における税務調査の状況の変化	2023年では当局は通常通り稼働しており、COVID-19前の調査と変わらず調査が行われている。
APA審査・協議対応の変化	COVID-19の渦中はオンラインまたは電話会議により協議が行われていたが、現在は対面による協議が再開されている。
現地当局が容認するCOVID-19への対応措置（比較可能性の検討、特殊要因の検討、その他の取扱いの検討等）	■ 当局は公式のガイダンスを発表していないが、当局はOECDが公表したCOVID 19が移転価格に与える影響に関するガイダンスを受け入れている。 ■ 2022年度税制改正において、独立企業間レンジは基本的に単年を使用し、複数年度で作成する際には検証対象企業のビジネスサイクルが1年以上であることを証明する必要がある、と明記された。本改正により、独立企業間レンジは単年で計算されるため、COVID-19影響を受けた年度は移転価格分析から外れるという考え方を当局は取っている。

移転価格税制の動向（その他特筆すべき事項）

その他特筆すべき事項	
税務当局における税務調査の状況の変化	当局は、主に大規模納税者に対して調査を実施しており、移転価格に関しては、メキシコ国外の関連者への支払い、金融取引、グループ内の再編に焦点を当てている。主なターゲットとなっている産業は、鉄鋼、自動車、建設、鉱業、金融システム、通信、観光である。
APA審査・協議対応の変化	メキシコにおけるユニラテラルAPAの解決期間は約1～2年である。しかし、これは納税者と当局との間の情報交換の速さによって異なる。バイラテラルAPAと相互協議(MAP)の場合でも同様に納税者と当局の間の情報交換の速さに応じて、解決までの期間は異なるが、平均して約4年かかっている。
BEPS2.0 柱1利益Bの議論状況 (税務当局内)	メキシコ当局内において柱1利益Bの議論は2023年11月時点で行われていない
BEPS2.0 柱1利益Bの議論状況 (日系企業内)	日系企業のメキシコ法人において柱1利益Bの議論は2023年11月時点で行われていない

お問い合わせ

運営受託：デロイトトーマツ税理士法人

email : info@i-tax-seminar.go.jp

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての2023年10月時点における一般的な解釈について述べたものです。経済産業省及びデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関係法人（デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します）は、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う際は、必ず資格のある専門家の適切なアドバイスをもとにご判断ください。

また本資料中および講演中の発言における、意見にわたる部分は講演者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。経済産業省及びデロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

無断転載を禁じます。

本テキストをコピー等で複製することは、社内用、社外用を問わず、執筆者の承諾なしには出来ません。

デロイト トーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツグループ合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約1万7千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツグループWebサイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約415,000名の人材の活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301